

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

福 山 市 長  
(保健福祉局長寿社会応援部介護保険課)

## 2021 年度(令和 3 年度)介護報酬改定における契約時の説明等について（通知）

平素より本市福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申しあげます。

さて、2021 年度(令和 3 年度)の介護報酬改定により、ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保するために「居宅介護支援事業者が、居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、説明すべき事項」が次のとおり変更されました。

### 【2021 年 3 月末まで(現行)】

- (1)利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- (2)利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること



### 【2021 年 4 月以降】

- (1)利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- (2)利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
- (3)前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

また、これに関する次のような具体的な取扱いが介護保険最新情報 Vol. 952(国 Q&AVol. 3)に詳述されておりますので、御確認ください。

- ・「割合」の小数点以下の端数処理の方法
- ・「割合」の説明方法や重要事項説明書等に記載すべき別紙の例示
- ・「割合」を 2021 年 4 月中に利用者に示すことが困難な場合の取扱い
- ・2021 年 3 月 31 日以前に契約を結んでいる利用者についての対応 等

2018 年度(平成 30 年度)の報酬改定により上記(1)(2)に運営基準減算が設定された際には、市内の多くの事業所で多額の過誤が発生しました。各事業所において、関係法令・通知等を再度御確認いただき、適切に対応いただきますようお願いいたします。また、今後、国より発出される Q&A については、適宜御確認ください。

福山市 介護保険課 事業者指導担当  
電話:084-928-1232

## 【別紙 1】 補足説明

### ○ 「同一事業者によって提供されたものの割合」について

- ・介護保険最新情報 Vol. 952(国 Q&AVol. 3)の問 111 のとおり、「前 6 か月間に作成したケアプランに位置付けられた訪問介護等の各事業所における提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合」を示します。法人ごとに割合を出す特定事業所集中減算と取扱いが異なるため御留意ください。

### ○ 「訪問介護等」以外のサービスを利用する利用者について

- ・利用するサービスに関わらず、全利用者に対して文書の交付及び説明をし、同意を得る必要があります。

### ○ 「前 6 月間」について

- ・直近の前期（3月1日から8月末日）、または、後期（9月1日から2月末日）の期間が対象となります。必ず直近の期間の割合を示してください。

#### 【前 6 月間の具体例】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 2021 年 5 月 1 日契約の場合 → 2020 年 9 月 1 日から 2 月末日までの期間を説明</li><li>○ 2021 年 10 月 1 日契約の場合 → 2021 年 3 月 1 日から 8 月末日までの期間を説明</li><li>✖ 2021 年 10 月 1 日契約の場合 → 2020 年 9 月 1 日から 2 月末日までの期間を説明</li></ul> |
|--|

### ○参考省令等

厚生労働省 HP の「[令和 3 年度介護報酬改定について](#)」にて各省令等を必ず御確認ください。

省 令 : 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 P38-45

解釈通知: 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について P1-20

報酬告示: 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示 P81-87

留意事項通知: 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について P62-73

Q & A : 令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&AVol. 3 P69-72

※上記 Q&A は「介護保険最新情報 Vol. 952」と同じ内容です。